

鹿角市教育大綱

令和2年12月

鹿 角 市

1 策定の趣旨

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき地方公共団体の長が、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

2 策定の基本的な考え方

本市では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする「第7次鹿角市総合計画」を策定し、「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」を将来都市像に掲げ、すべての市民がふるさとに誇りを持ち、ふるさと鹿角の価値を最大限に生かしながら、新たな時代へ自分らしくチャレンジすることで、市民一人ひとりが幸せで、未来に希望を抱いて暮らせるまちの実現を目指すこととしております。

大綱策定にあたっては、前述した本市の最上位計画である「第7次鹿角市総合計画」における教育に関する施策及び教育委員会が策定する「第2次鹿角市学校教育振興基本計画」、「第8次鹿角市社会教育行政中期計画」、「第3次鹿角市スポーツ推進計画」など各分野別計画との整合性を図り、次のとおり「鹿角市教育大綱」を定めることといたします。

3 期間

大綱が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。その後においても、必要性が生じた場合には隨時見直していくこととします。

4 基本理念・基本目標・基本方針

< 基本理念 >

『 ふるさとを誇り未来を拓くまち
～鹿角の未来を拓く教育の推進～ 』

< 基本目標 >

心豊かで たくましく 郷土を愛し その発展に尽くす市民を育む教育を進める

< 基本方針 >

I. 学校教育の充実

社会の中でたくましく生き抜く心と体をもつ、志の高い子どもを育み、一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる学校教育の充実を図る。

II. 生涯学習の推進

生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも学習できる機会を充実し、その成果を生かすことができる、地域社会の実現を目指す。

III. スポーツの推進

スポーツへの参加を促進する取組の充実を通じて、スポーツに親しみ、心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現と、恵まれたスポーツ環境を生かして活力に満ちたまちづくりを展開する。

IV. 文化芸術の振興

ふるさと鹿角の歴史・伝統・文化への理解を深め、創造力と感性を育み、郷土が世界に誇る文化遺産を核とした心豊かで活力ある地域社会の実現を目指す。